

安心と笑顔のために

日本共産党札幌市議団ニュース

No. 294 2022年12月27日

日本共産党札幌市議団 事務局 TEL 211-3221 / fax 218-5124

市民の土地・財産を安易に手放すな

12月9日 総務委員会 太田議員

札幌市は、市が所有する北5西5の所有地と竹中工務店が所有する大通東1の土地を交換するとして、そのための予算79億2305万1000円の補正を組みました。太田市議は、北5西5地区の鑑定額は114億円であり、駅東側の開発によって、その駅周辺とその東側は現在、土地の価格が上がっていることを指摘し、市有地を交換する場合には、等価交換が原則のはずで、将来のまち作りを考える場合、今現在の土地鑑定の結果だけで交換するに等しい価値だと、判断していいのかと市の担当者を追及しました。

市の担当者は不動産鑑定は国土交通省が定める鑑定評価の統一の基準に基づき、鑑定評価額を算定しており、今回の算定価格も適正と考えていると現在の算定額に固執しました。重ねて太田市議が、市内中心部の貴重な市有地を手放す必要があるのか、引き続き、定期借地契約を延長するなど、有効活用する方法を検討すべきではないかと提案しましたが、担当者は、民間を活用することで、市有地全体の有効活用に繋がるものと考えていると、市民の財産であるという意識が希薄な答弁をしました。

最後に太田市議は、過去に70億円という巨大な市債を投入して確保した財産で、市民の財産でもある。この一等地を将来市民のために活用する土地として保有しておくべきだと求めました。また、大通東1の開発は地権者で相談するものであり、本市が購入し、再開発に関わることは、本市が進める民間投資を加速させる方針に基づくものであり、様々な優遇策を講じることになるのではないかと反対しました。

個人情報保護の取り組みを後退させるな

12月9日 総務委員会 田中議員

国会で個人情報保護法が改正されたことを受けて、札幌市でも札幌市個人情報保護条例の廃止が議題となりました。田中市議は、条例を廃止にして、市民の個人情報は守られるのか、市の担当者を追及しました。

同市議は、これまでの個人情報保護条例と同じ、本人の同意、目的外使用の禁止、外部提供の禁止という、これらの規定は引き続き守られていく担保はあるのかと質問。市の担当者は、個人情報保護法および法の施行条例等を適正に運用することにより、本市が保有する個人情報の保護を図ってまいりたいと、担保出来るとは明言しませんでした。また、今回の個人情報保護法の改正によって国の個人情報保護委員会が自治体の条例作りに介入できる仕組みが盛り込まれ、地方自治体の自治が危ぶまれていると指摘。市の担当者は、社会全体のデジタル化に対応したデータ流通の両立を図るため、全国的な共通ルールを規定するもので、条例で定めることができる事項は限定されていると、情報の利活用を優先させ、自治体の裁量がせばめられたことを認めるなど、国追随が浮き彫りとなりました。これは、市民の権利利益を保護する市の役割を放棄し、市民の情報を率先して国に渡すやり方であり許されません。

田中市議は、個人情報の利活用ということは、大前提として個人情報を適切に管理をしていくこと、住民に安心と安全を保障するものでなければならないことや、その権利を保障する制度などが今まさに求められていると要求しました。

このニュースを地域民報への転載や各支部への配布など、積極的に活用してください。